

11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

<目標>

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。自然要因をコントロールすることはできないが、社会要因については努力次第で軽減することが可能である。性別、年齢や障害の有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。

平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害時には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じた。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となる。

第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」は、性別、年齢、障害の有無、文化的側面をすべての政策と実践において取り入れ、女性のリーダーシップを促進することや、性別等により分類されたデータを踏まえた意思決定を行うことを指導原則としている。また、政策・計画・基準の企画立案及び実施に当たっては、女性の参画が重要であることから、女性に対する十分な能力開発の取組が必要であるとしている。

これらを踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、予防、応急、復旧・復興等のすべての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する。

また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する。

さらに、女性は防災・復興の主体的な担い手であり、災害から回復する力を持つ社会を構築するには、女性が原動力となることを、国内外で共有する。

1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

(2) 具体的な取組

ア 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 中央防災会議及びその下に設けられる専門調査会や防災に関する各種の有識者会議等の構成員について、女性の参画の拡大を図る。
- ② 都道府県防災会議について、女性委員の割合が少なくとも30%となるよう、女性委員の割合が高い都道府県の事例の提供と併せて、都道府県に対して働きかける。
- ③ 市町村防災会議について、都道府県防災会議の最近の動向や女性を積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うなどにより、女性委員のいない市町村防災会議の数を早期にゼロとするとともに、女性委員の割合が少なくとも30%となるよう、都道府県の協力も得て、市町村に対して働きかける。
- ④ 防災担当部局の管理職への女性の登用を含め、女性の採用・登用の拡大に取り組む。地方公共団体に対しては、防災担当部局への女性職員の配置及び管理職への女性の登用の促進に取り組むよう働きかける。
- ⑤ 応急対策における男女共同参画を推進するため、災害対策本部の構成員に女性職員や男女共同参画担当の職員を配置するよう、地方公共団体に対して働きかける。

イ 防災の現場における女性の参画の拡大

- ① 男女共同参画の推進の観点から、女性のいない消防団がゼロとなるよう、地方公共団体に対して、より一層の女性消防団員の入団を促進し、特に、女性のいない消防団については、積極的な入団を働きかける。また、消防団員の金銭的な処遇の改善も含め、消防団員が活動しやすい環境を整備する。
- ② 消防職員、警察官、自衛官等について、意欲のある女性がその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用・登用の拡大に取り組むとともに、職場環境の整備、職業能力の向上及び心身の健康の保持増進に取り組む。

ウ 防災施策への男女共同参画の視点の導入

- ① 男女共同参画の視点が地域防災計画に反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、防災における男女共同参画の推進を図る。
- ② 男女共同参画の視点が地区防災計画に反映されるよう、地域の住民への周知を地方公共団体に対して要請する。
- ③ 避難所運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう、避難所運営等に関する実態調査の結果も踏まえ、地方公共団体等に対して働きかける。
- ④ 災害時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と連携を図りながら、避難所等において相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知

するよう、地方公共団体等に対して働きかける。

- ⑤ 防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災担当職員を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興等の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。
- ⑥ 防災分野の人材育成に当たっては、消防団、水防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会、人権擁護委員、男女共同参画センター等、関係する機関・団体が合同で研修や訓練を実施し、予防、応急、復旧・復興等の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する知識を普及する。
- ⑦ 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動等が推進されるよう、地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人材育成を行うとともに、地方公共団体や男女共同参画センターに先進的な取組事例等の情報提供を行うなどの支援を行う。
- ⑧ 男女共同参画センターが、男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、地方公共団体等に対して働きかける。
- ⑨ 男女が置かれている状況をデータ等により客観的に把握するため、被災者及び災害対応を行う者に関して男女別データの整備に努める。
- ⑩ 防災・復興に係る取組が男女共同参画の視点を反映したものとなるよう、防災・復興に関連する府省庁の間で連携を密にする。

2 復興における男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を確立する。

東日本大震災の被災地においては、復興過程における男女共同参画を一層推進する。

(2) 具体的な取組

ア 復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 復興に関する各種の有識者会議等の構成員について、女性の参画の拡大を図る。
- ② 復興計画の策定や推進のための委員会等について、女性委員の割合が少なくとも30%となるよう、地方公共団体に対して働きかける。
- ③ 被災地の住民との合意形成が重要となる復興まちづくりに当たっては、協議会等の構成員への女性の参画を高めるよう働きかける。

イ 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入

- ① 各種の復興施策の実施に際して、女性、子供・若者、高齢者、障害者、外国人

等を含めた多様な住民の意見を反映させることができるよう、被災地の地方公共団体等を支援する。地方公共団体に対しては、女性を始め、多様な住民等の意見を反映できるよう、地域の住民ニーズや地域の課題等を把握することを要請する。

- ② 被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するための研修等を行う。具体的には、復興に係る意思決定の場への女性の参画を促進することや、女性に対する暴力等の被害者を発見したときの対応等を含め被災者や支援者等の双方が不適切な対応を行うことのないようにすることなどを内容とする。
- ③ 被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループをはじめ、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。また、仮設住宅や災害公営住宅における孤立等を防止する取組の事例等の情報を提供する。
- ④ 復興に係る統計情報等について、統計情報等の取得の目的等を考慮し、地方公共団体等の協力を得ながら男女別データを把握し、まちづくり等の復興施策への活用を働きかける。なお、被災地の住民の意向を調査する場合には、男女別、世代別等のニーズが把握できるよう、地方公共団体等に対して、調査方法や集計方法の工夫を働きかける。

3 国際的な防災協力における男女共同参画

(1) 施策の基本的方向

第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議及び第 3 回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組 2015-2030」等を踏まえ、男女共同参画の視点に立った国際的な防災協力を実施するとともに、我が国の知見と教訓を国際社会と共有する。

(2) 具体的な取組

- ① 我が国の経験を国際社会と共有し、災害に強靱な社会を構築するためには、様々な意思決定に女性のリーダーシップと参画の平等な機会を確保することが必要であることを国際社会に発信する。発信に当たっては、NGO等と連携する。
- ② 防災と男女共同参画の分野における国際的なリーダーシップを発揮するとともに、第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議及び第 3 回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組 2015-2030」等が求める事項が国内において着実に実行されるよう取り組む。
- ③ 「仙台防災協カイニシアティブ」(平成 27 年 3 月 14 日)に基づき、国際的な防災協力の当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。